

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。<u>ただし、これにより難い場合は、所属長が休憩時間の開始時刻を別に定めることができる。</u></p> <p>3 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。</u>）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第3項</u>の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、<u>同条第3項中</u>「第1項に規定する」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により割り振ら</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、第1項に規定する勤務時間中に午前11時30分又は午後0時30分から1時間の休憩時間を置くことができる。</u></p> <p>4 子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、<u>第2項又は前項</u>に規定する休憩時間を45分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第1項に規定する勤務時間の終了時刻の15分前とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 <u>第5条の4に定めるもののほか</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。</u>）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前条第4項</u>の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、<u>同条第4項中</u>「第1項に規定する」とあるのは、「第5条の2第1項の規定により割り振ら</p>

れた」と読み替えるものとする。

第5条の3 [略]

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第5条第2項の規定による休憩時間を置く。

2 第5条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第5条の5 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員(第5条の2及び第5条の3の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1)～(4) [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第5条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第5条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認)

れた」と読み替えるものとする。

第5条の3 [略]

(子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。

)第3条第4項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあつては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあつては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年岩手県人事委員会規則第30号)第4条の4第1項第2号ただし書に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。

2 第5条第4項の規定は、前項本文に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条の4第1項本文」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第5条の5 勤務時間等条例第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第5条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

2 第5条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条の5第1項」と読み替えるものとする。

(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)

第5条の6 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員(第5条の2から第5条の4までの規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1)～(4) [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第5条第2項又は第3項の規定による休憩時間を置く。

3 第5条第4項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第5条の6第1項」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認)

<p>第11条の2 職員は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第2項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号。以下「<u>育児休業規則</u>」という。）第3条第1項に規定する育児休業承認請求書を所属長を経由して総務課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第11条の2 職員は、育児休業法第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするとき、又は育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第2項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号。以下「<u>育児休業規則</u>」という。）第3条第1項に規定する育児休業承認請求書を所属長を経由して総務課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。